

民法（総・物） 第1回 P3~15



民法とは

《民法とは》 P3

〈公法〉

国家 VS 私人 ⇒ 国家権力から国民の権利・自由を保護する法律（憲法）



これに対して

〈私法〉

私人 VS 私人 ⇒ 私人間の財産関係・家族関係のトラブルに関する法律（民法）



金返してほしい！ 損害を賠償してくれ！
土地を渡してくれ！ 俺が相続人だ！ etc

民法

総則
物権
債権
親族・相続

民法（総則・物権）カリキュラム

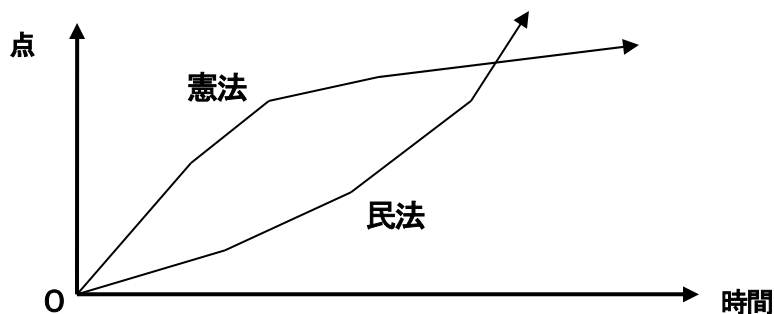
第1回	権利能力、意思能力、制限行為能力者制度Ⅰ（未成年者）
第2回	制限行為能力者制度Ⅱ（成年被後見人、被保佐人、被補助人）、失踪宣告、物、
第3回	無効・取消し、意思表示Ⅰ（心裡留保、通謀虚偽表示）
第4回	意思表示Ⅱ（錯誤、詐欺、強迫）、代理Ⅰ（代理制度の意義、代理権）
第5回	代理Ⅱ（代理行為、無権代理、表見代理）
第6回	条件・期限、時効
第7回	物権変動、不動産物権変動Ⅰ（177条対抗要件主義）
第8回	不動産物権変動Ⅱ（物権変動と登記の要否）
第9回	動産物権変動とその公示、即時取得制度、占有権Ⅰ（占有の種類、占有の承継）
第10回	占有権Ⅱ（占有の抗力）、所有権（共有）、用益物権
第11回	担保物権総論、留置権
第12回	抵当権

主要試験 出題数

《出題数》

	都庁	特別区	国家一般職	国税	労基	裁事	全国型	関東型
民法	記述式	5×2	5×2	6	5	13	4	6

民法の対策法



《民法の勉強の仕方》

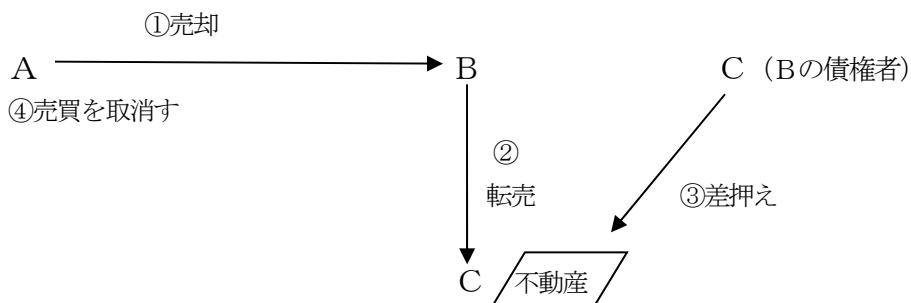
①民法を学習するにあたり、1 ページの1 行目から細かく知識を覚えていくのではなく、**まず重要な論点を優先的に押さえ全体像から把握する**。重要な論点とは講義で扱う内容である。細かい知識から逐一覚えていこうとすると、民法の全体像も見えないまま途中で潰れてしまう。細かい知識は、一通り民法の講義を終えた後で、補っていけばよい。

②事例問題は必ず**図式化**して状況を把握する。

頭の中で状況を考えるのではなく、視覚化して考える。

民法では登場人物が何人も現れる。イメージしにくい状況も図式化することにより明確になり、誤りも少なくなる。

例)AがBに自己の所有する不動産を売却し、さらにBはCに当該不動産を転売した。Cの債権者DはBの不動産を差押えた後、AはAB間の売買契約を制限行為能力を理由に取り消した。



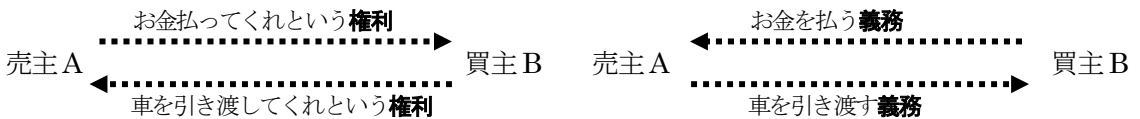
権利能力 P8~P10

1. 権利能力とは

民法は個々人の財産関係や家族関係について規定している。財産関係が成立すると、権利・義務が発生する。この場合、どのような者が権利・義務の主体となれるのか？
例えば、飼っているペットの猫名義で銀行に預金できるのかという問題である。
権利・義務の主体になるには権利能力を有していなければならない。

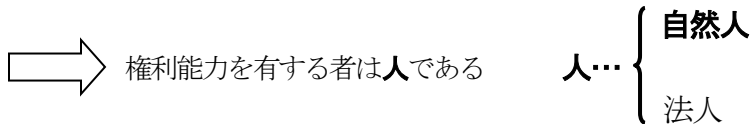
権利能力とは、**私法上の権利・義務の主体となる資格**をいう。

(例) AB間で車の売買契約をした



2. 権利能力の主体

権利能力を有することができるのは誰かという話。



3. 自然人

権利能力の始期 ……▶ 出生時 終期 ……▶ 死亡時

↓ とすると

胎児は権利能力を有することができるのか???

4. 胎児の権利能力

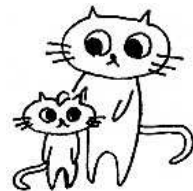
胎児は出生していないが、権利能力を有するのか？

⇒ 胎児は自然人ではないので**権利能力は原則否定**

↓ しかし
不都合生じる

↓ そこで

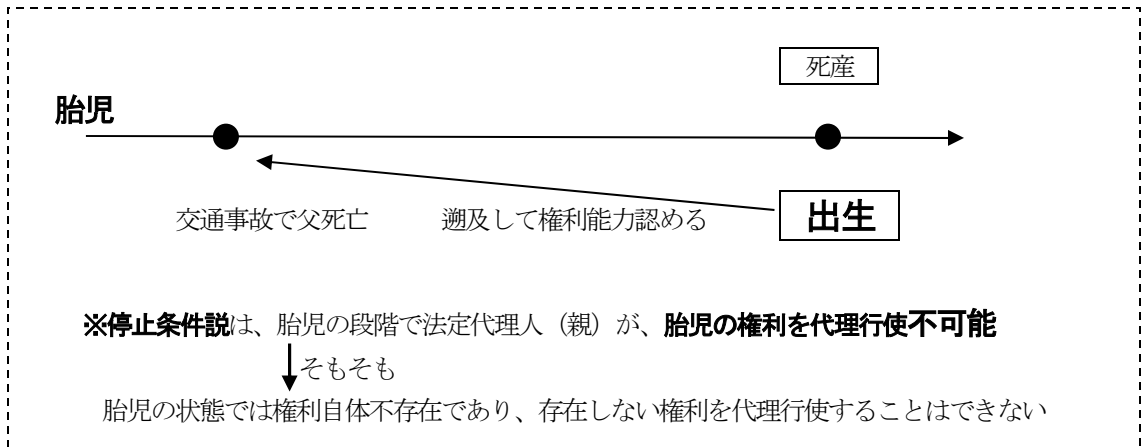
例外的に ①**不法行為に基づく損害賠償請求権**、②**相続権**、③**遺贈を受ける権利**の3つは胎児でも「**既に生まれたものとみなす**」としている



⑩ 「生まれたものとみなす」の意味は？

（判例）停止条件説：胎児のままでは**権利能力を持たず**、生きて生まれてきたときに**不法行為や**

相続時に**遡って権利能力を取得**する。

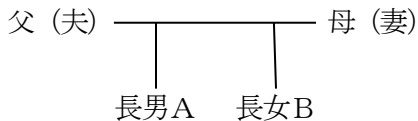


5. 同時死亡の推定

例えば、父と子が一緒に飛行機に乗って旅行中に、飛行機が墜落し両者とも死亡した。

父と子の死亡の先後が不明な場合、民法は同時に死亡したとして両者間に相続は発生しないとする。

(法定相続分) 子 1/2 配偶者 1/2



(事例1)

父と子Aが交通事故に遭い、子Aが死亡後に父が死亡
→父の財産 100 万円はBに 50 万円、母に 50 万円相続

(事例2)

父と子Aが交通事故に遭い、父が死亡後に子Aが死亡
→まずAに 25 万、Bに 25 万円、母に 50 万円相続
→Aの死亡により、Aの 25 万円は母が相続
→最終的には、Bは 25 万円、母は 75 万円取得する

意思能力と行為能力 P11

《意思能力》

①権利能力があれば誰でも有効に法律行為ができるのか？

→有効な法律行為をするには**意思能力**がなければならない

意思能力とは「自分の行為によって生じる結果を認識するに足りるだけの精神能力（6歳～7歳程度）をいう

↓ そして

意思能力を欠く者（意思無能力者）の意思表示は**無効**（3条の2）

《行為能力総論》

1. 行為能力とは

意思能力があれば有効に法律行為ができるが、裁判で「意思能力がないから無効だ」と主張するのはなかなか困難であるが、その者の財産を保護する必要がある

↓ そこで

民法は、財産を保護する必要がある者を予め類型化してその者の**財産保護**を図っている

↓ それを

制限行為能力者制度

という（通常人を行為能力者という）

制限行為能力者…行為能力が制限されている人

制限行為能力者制度 I P12～P15

※行為能力とは、**単独**で完全に有効な法律行為をすることのできる能力である。

《制限行為能力者の種類》

[制限行為能力者]

[保護する立場にある人]

①未成年	←……………→	親権者(法定代理人)
②成年被後見人	←……………→	成年後見人(法定代理人)
③被保佐人	←……………→	保佐人
④被補助人	←……………→	補助人

↓ そして

制限行為能力者が、**単独**で行った行為は原則、取り消すことができる

※制限行為能力者の行為は原則、**取消**ができるのであって行為が自動的に**無効**となるわけではない

《未成年者》 P13～P15

1. 原則と例外

原則：未成年者が有効に法律行為をするには法定代理人（親権者、未成年後見人）の同意が必要
未成年者が親権者の同意なく**単独で行った行為は未成年者自身や親権者が取り消せる**

例外：同意なく未成年者が単独のできる行為



①単に権利を取得したり義務を免れる行為(5条1項)

②親権者が処分を許した財産行為(5条3項)

③許可された営業に関する行為(6条1項)

④身分行為

⑤取消し得る行為の取り消し

これらの行為は取消すことができない

2. 法定代理人の権利

未成年者を保護すべき法定代理人(親権者)は以下の**4つの手段**をとれる。

①**同意権**有り：事前の承諾＝時計買っていいよ！

②**代理権**有り：親権者が代わりに契約をする。

③**取消権**有り：承諾なく行った行為を制限行為能力を理由に取り消す。

④**追認権**有り：承諾なく行った行為を、事後的に承諾する。

3. 未成年者のまとめ

原則（単独不可）	{ 同意有…有効 同意なし	{ 取消し…効力失う 追認…確定的に有効 取消しも追認もない → 相手方の催告権

例外（単独可）…5条、6条、身分行為、取消し…有効